

平成 30 年 2 月 27 日

事 業 主 殿

東京屋外広告ディスプレイ健康保険組合

### 平成 30 年度 事業計画について

時下、ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

当健康保険組合の事業運営につきましては、平素より格別なご理解、ご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、30 年度の事業計画について第 141 回組合会(平成 30 年 2 月 19 日開催)において決議されましたので、下記のとおりご報告いたします。

#### 記

1. 平成 30 年度の健康保険料率改訂について
2. 平成 30 年度 保険給付に関する変更点について
3. 平成 30 年度 保健事業の変更点および新規事業について
4. 平成 30 年度 保健事業計画について
  - I. 平成 30 年度 疾病予防事業
  - II. 平成 30 年度 生活習慣病予防健診(事業所巡回・健保会館)実施概要

[添付資料]

- ・平成 30 年度 標準報酬月額および保険料月額表

## 平成30年度の健康保険料率改訂について

既にお知らせしておりますが平成30年度の健康保険料率は、下記のとおり改訂となります。介護保険料率 については昨年度と同率の据え置きです。別紙「標準報酬月額および保険料新旧対比表」をご参照ください。

### 記

平成30年度 健康保険料率	98/1000	(従前89/1000)
平成30年度 介護保険料率	15/1000	(従前15/1000)

健康 保 険 料  (98/1000)	一 般 保 険 料	基本保険料 . . . . . 保険給付及び保健事業などに充てる保険料 (51.74/1000)
		特定保険料 . . . . . 後期高齢者医療制度への「支援金」、前期高 齢者医療給付のための「納付金」、退職者医 療制度への「拠出金」などに充てる保険料 (44.96/1000)
		(96.7/1000)
	調 整 保 険 料	. . . . . 高額医療費の財政調整などに充てる保険料 (1.3/1000)

介 護 保 険 料  (15/1000)	. . . . . 40～64歳の介護保険に充てる保険料
--	------------------------------

# 平成30年度

## 標準報酬月額および保険料新旧対比表

平成30年3月分保険料(平成30年4月末納付分)より適用

旧保険料			
標準報酬		健康保険料	健康保険料・介護保険料込
等級	月額(円)	89/1000	104/1000
1	58,000	5,162	6,032
2	68,000	6,052	7,072
3	78,000	6,942	8,112
4	88,000	7,832	9,152
5	98,000	8,722	10,192
6	104,000	9,256	10,816
7	110,000	9,790	11,440
8	118,000	10,502	12,272
9	126,000	11,214	13,104
10	134,000	11,926	13,936
11	142,000	12,638	14,768
12	150,000	13,350	15,600
13	160,000	14,240	16,640
14	170,000	15,130	17,680
15	180,000	16,020	18,720
16	190,000	16,910	19,760
17	200,000	17,800	20,800
18	220,000	19,580	22,880
19	240,000	21,360	24,960
20	260,000	23,140	27,040
21	280,000	24,920	29,120
22	300,000	26,700	31,200
23	320,000	28,480	33,280
24	340,000	30,260	35,360
25	360,000	32,040	37,440
26	380,000	33,820	39,520
27	410,000	36,490	42,640
28	440,000	39,160	45,760
29	470,000	41,830	48,880
30	500,000	44,500	52,000
31	530,000	47,170	55,120
32	560,000	49,840	58,240
33	590,000	52,510	61,360
34	620,000	55,180	64,480
35	650,000	57,850	67,600
36	680,000	60,520	70,720
37	710,000	63,190	73,840
38	750,000	66,750	78,000
39	790,000	70,310	82,160
40	830,000	73,870	86,320
41	880,000	78,320	91,520
42	930,000	82,770	96,720
43	980,000	87,220	101,920
44	1,030,000	91,670	107,120
45	1,090,000	97,010	113,360
46	1,150,000	102,350	119,600
47	1,210,000	107,690	125,840
48	1,270,000	113,030	132,080
49	1,330,000	118,370	138,320
50	1,390,000	123,710	144,560

⇒

新保険料			
標準報酬		健康保険料	健康保険料・介護保険料込
等級	月額(円)	98/1000	113/1000
1	58,000	5,684	6,554
2	68,000	6,664	7,684
3	78,000	7,644	8,814
4	88,000	8,624	9,944
5	98,000	9,604	11,074
6	104,000	10,192	11,752
7	110,000	10,780	12,430
8	118,000	11,564	13,334
9	126,000	12,348	14,238
10	134,000	13,132	15,142
11	142,000	13,916	16,046
12	150,000	14,700	16,950
13	160,000	15,680	18,080
14	170,000	16,660	19,210
15	180,000	17,640	20,340
16	190,000	18,620	21,470
17	200,000	19,600	22,600
18	220,000	21,560	24,860
19	240,000	23,520	27,120
20	260,000	25,480	29,380
21	280,000	27,440	31,640
22	300,000	29,400	33,900
23	320,000	31,360	36,160
24	340,000	33,320	38,420
25	360,000	35,280	40,680
26	380,000	37,240	42,940
27	410,000	40,180	46,330
28	440,000	43,120	49,720
29	470,000	46,060	53,110
30	500,000	49,000	56,500
31	530,000	51,940	59,890
32	560,000	54,880	63,280
33	590,000	57,820	66,670
34	620,000	60,760	70,060
35	650,000	63,700	73,450
36	680,000	66,640	76,840
37	710,000	69,580	80,230
38	750,000	73,500	84,750
39	790,000	77,420	89,270
40	830,000	81,340	93,790
41	880,000	86,240	99,440
42	930,000	91,140	105,090
43	980,000	96,040	110,740
44	1,030,000	100,940	116,390
45	1,090,000	106,820	123,170
46	1,150,000	112,700	129,950
47	1,210,000	118,580	136,730
48	1,270,000	124,460	143,510
49	1,330,000	130,340	150,290
50	1,390,000	136,220	157,070

## 平成30年度 保険給付に関する変更点について

平成30年8月より、以下のとおり健康保険法の一部が改正されますので、ご注意ください。

### 高額療養費制度の見直しについて

70歳以上の高額療養費の自己負担限度額（月額）が、以下のとおり見直しされました。

#### 【現行】

区分 (標準報酬月額)	自己負担限度額（月額）		
	外来（個人）	入院含む世帯 1	多数回 2
現役並み (280千円以上)	57,600円	80,100円 + (総医療費 - 267,000円) × 1%	< 44,400円 >
一般 (260千円以下)	14,000円 (年間14.4万円が上限 3)	57,600円	< 44,400円 >
低所得 住民税非課税	8,000円	24,600円	/
低所得 住民税非課税 (所得が一定以下)		15,000円	

#### 【平成30年8月～】

区分 (標準報酬月額)	自己負担限度額（月額）		
	外来（個人）	入院含む世帯 1	多数回 2
830千円以上	252,600円 + (総医療費 - 842,000円) × 1%		< 140,100円 >
530～790千円	167,400円 + (総医療費 - 558,000円) × 1%		< 93,000円 >
280～500千円	80,100円 + (総医療費 - 267,000円) × 1%		< 44,400円 >
一般 (260千円以下)	18,000円 (年間14.4万円が上限 3)	57,600円	< 44,400円 >
低所得 住民税非課税	8,000円	24,600円	/
低所得 住民税非課税 (所得が一定以下)		15,000円	

- 1...世帯とは、被保険者及びその被保険者が扶養する被扶養者
- 2...多数回とは、高額療養費が直近12ヶ月の間に4回目が発生した場合、自己負担限度額が軽減される制度
- 3...「年間14.4万円が上限」とは、同年8月～翌年7月における、外来の自己負担額の合計額の上限

平成30年8月より以下のことについて、自己負担限度額が引き上げられます。

### 高額介護合算療養費制度の見直しについて

70歳以上の高額介護合算療養費の自己負担限度額（年額）が、以下のとおり見直されました。

#### 【現行】

区分 (標準報酬月額)	70歳以上 (年額)
現役並み (280千円以上)	670,000円 / 年
一般 (260千円以下)	560,000円 / 年
低所得 住民税非課税	310,000円 / 年
低所得 住民税非課税 (所得が一定以下)	190,000円 / 年

#### 【平成30年8月～】

区分 (標準報酬月額)	70歳以上 (年額)
830千円以上	2,120,000円 / 年
530～790千円	1,410,000円 / 年
280～500千円	670,000円 / 年
一般 (260千円以下)	560,000円 / 年
低所得 住民税非課税	310,000円 / 年
低所得 住民税非課税 (所得が一定以下)	190,000円 / 年

年額とは、同年8月～翌年7月における、自己負担合計額の上限度額

平成30年4月より以下のことについて、自己負担額が引き上げられます。

### 入院時の食事負担額の見直しについて

入院と在宅医療の負担の公平を図る観点から、平成28年4月より食材費に加えて調理費相当額を負担することになりましたが、平成30年4月からさらに引き上げとなりました。

【平成29年10月～平成30年3月】

区分 (標準報酬月額)	負担額 (1食当たり)
一般	360円/食
低所得 住民税非課税	210円/食
過去1年間の入院日数が90日を超えている場合	160円/食
低所得 住民税非課税で所得が一定以下(70歳以上)	100円/食

【平成30年4月～】

区分 (標準報酬月額)	負担額 (1食当たり)
一般	460円/食
低所得 住民税非課税	210円/食
過去1年間の入院日数が90日を超えている場合	160円/食
低所得 住民税非課税で所得が一定以下(70歳以上)	100円/食

入院時の食事は1日3食を限度に支給されます。

### 入院時生活療養費(居住費)の見直しについて

65歳以上の療養病床( )について入院する患者の居住費について、光熱費相当額の負担を求められることとなりました。(別途、食費の負担があります。)

療養病床とは...主に長期療養を必要とする患者を入院させるための、人的・物的の両面で、長期療養にふさわしい療養環境を有する、看護・介護に重点を置いた病床。

【平成29年10月～平成30年3月】

65歳以上 医療療養病床	負担額 (日額)
医療区分 (・以外の者)	370円/日
医療区分 (医療の必要性の高い者) 1	200円/日
難病患者 2	0円/日

【平成30年4月～】

65歳以上 医療療養病床	負担額 (日額)
医療区分 (・以外の者)	370円/日
医療区分 (医療の必要性の高い者) 1	
難病患者 2	0円/日

1...厚生労働大臣の定める者(指定難病患者は除く)  
2...指定難病に定められた患者

## 平成 30 年度 保健事業の変更点および新規事業について

平成 30 年度は、データ分析に基づいた効率的な保健事業を目指す「第 2 期データヘルス計画」が本稼働します。また、メタボに着目した「特定健診・特定保健指導」の第 3 期もスタートし、特定健診・特定保健指導の受診率・実施率によって高齢者への支援金が加算されるなどペナルティが厳しくなります。

上記を踏まえて、より多くの方が利用しやすい健康づくり事業に取り組むための変更点、及び新規事業は下記のとおりです。(☆は新規事業として実施いたします)  
※保健事業の詳細は「平成 30 年度保健事業計画について」をご覧ください。

### ○生活習慣病予防健診、婦人科健診について

☆東振協生活習慣病予防健診に「A 2 コース (簡易健診)」を追加します。

自己負担金 2,000 円とします。従来通り B コース は自己負担金 3,000 円とし、年齢に関係なくコース選択できます。

\* 東振協契約医療機関で被扶養者も「生活習慣病予防健診 B コース・A 2 コース」を被保険者と同額で受診できるようになります。

\* 直接契約医療機関で被扶養者も被保険者と同額の 3,000 円で生活習慣病健診、または、子宮・乳房検査を追加した婦人科健診を受診いただけるようになります。

### ○人間ドックについて

\* 人間ドックの補助金限度額を 34,000 円から 30,000 円に引き下げます。

また、オプション検査は・前立腺検査 1,000 円 (50 歳以上)

・子宮 検査 2,000 円

・乳房 検査 2,000 円

を限度に補助いたします。

\* 一泊人間ドックの補助を廃止いたします。

### ○秋の婦人健診について

\* 受診者一部負担金 3,000 円を医療機関への支払方法を変更いたします。

健康保険組合への事前納付 ⇒ 受診当日、医療機関へ支払い

\* 事業所からの一括支払いが廃止になります。

### ☆秋の婦人健診案内はがきの送付について

40~74 歳の女性被扶養者あてに、秋の婦人健診案内はがきを自宅に送付いたします。

☆受診勧奨通知の送付について

健診未受診者あてに受診勧奨通知を自宅に送付いたします。

☆被扶養者健診結果提供について

40歳以上の被扶養者で組合の補助を受けず、パート先等で受診した健診結果をご提供いただき、受診率に反映させるとともにデータを分析して効果的な保健事業を実施します。ご提供いただいた方に粗品を進呈いたします。

○ウォーキング大会について

年1回秋のみ実施から、年2回春と秋に実施いたします。

○スマホウォーキング大会について

これまでのクリエイティブヘルスNEXTのサービスが3月末で終了となるため、新たなシステムを導入し、従来と同時期の10月～11月で大会を実施する予定です。

☆スポーツクラブについて

スポーツクラブ「ルネサンス」と新たに契約いたします。  
一般料金より割安でご利用いただけます。

○医療費通知及びジェネリック薬品利用促進通知について

年1回同送といたします。

☆健診結果情報提供の有料化について

「健診結果等情報提供願及び誓約書」をご提出いただいた場合、健診結果票（事業主控）を無償で送付しておりましたが、交付手数料として健診実施年度ごとに12,000円を納付していただきます。

以 上

## 平成 30 年度 保健事業計画について

平成 30 年度の保健事業について、各事業の主な実施内容をお知らせいたします。

第 2 期データヘルス計画および第 3 期特定健診・特定保健指導がスタートすることから健診コースの拡大や補助金の見直しが実施されます。

### 【特定健康診査・特定保健指導事業】

「高齢者の医療の確保に関する法律」に基づき、40 歳から 74 歳を対象としてメタボリックシンドローム（内臓脂肪症候群）予防を目的に実施いたします。

平成 30 年度より第 3 期「特定健診・特定保健指導」が本稼働いたします。

国が定める健診受診率 85%、保健指導対象者の実施率 30%を目標に実施いたします。

（平成 28 年度 特定健診受診率 68.1%、保健指導実施率 13.6%）

※特定健康診査については、健康保険組合が補助する各種健康診断に含めて実施いたします。

※受診率向上にむけて、40 歳以上の被扶養者で組合の補助を受けず、パート先等で受診した健診結果の提供をお願いいたします。提供いただいた被扶養者には粗品を進呈いたします。

### 【保健指導宣伝】

#### ・機関誌「活」の発行

年 3 回（5 月、9 月、1 月）発行いたします。

※30 年度も 5 月特集号(保存版)の自宅配送を予定しています。(秋季婦人健診掲載)

#### ・医療費通知

年 1 回、保険医療機関で受診された方へ、受診状況や費用負担を再確認していただくために作成・送付いたします。

#### ・ジェネリック薬品利用促進通知

医療機関での処方薬をジェネリック薬品へ切り替えることにより自己負担額の軽減が見込める方へ、通知書を送付いたします。※医療費通知と併せて年 1 回送付します。

### 【疾病予防事業】

「平成 30 年度 疾病予防事業」別紙 1 をご参照ください。

なお、主な実施要領は次のとおりです。

#### 1. 生活習慣病予防健診(事業所巡回・健保会館)

被保険者、被扶養者 受診者負担金 A2 コース 2,000 円, B コース 3,000 円 (婦人科検査を追加しても同額です。)

※ 30 年度より A2 コースを新設いたします。

※「平成 30 年度 生活習慣病予防健診(事業所巡回・健保会館)実施概要」別紙 2 をご参照ください。

#### 2. 人間ドック(直接契約医療機関)

※受診者負担金および補助金限度額を見直します。 (被保険者・被扶養者同額)

※1 泊人間ドックの補助を廃止いたします。

#### 3. 生活習慣病予防健診+婦人科検査(直接契約医療機関)

被保険者 受診者負担金 3,000 円

被扶養者 受診者負担金 3,000 円

#### 4. (一社)東振協 秋季婦人生活習慣病予防健診(会場健診)

秋に1回実施し、受診者負担金として3,000円を医療機関に直接納付していただきます。※女性の被扶養者にお勧めです。

なお、ご家族の方にもお申込みしやすいよう、自宅配送を予定している「活」特集号及びホームページに掲載し広報します。

また、40歳以上の女性被扶養者のご自宅に案内はがきを送付いたします。

#### 5. 上記1~4のほか、(一社)東京都総合組合保健施設振興協会(東振協)が契約する健診機関(全国約720ヶ所)もご利用ください。

受診者負担 被保険者・被扶養者

生活習慣病予防健診	A2コース	2,000円
	Bコース	3,000円
人間ドック	日帰り	12,000円~

\*契約医療機関一覧は当組合ホームページから必ずご確認ください。

#### 6. 保健指導支援共同事業

健康保険組合連合会東京連合会が実施する保健指導支援共同事業に参加し、39歳以下のメタボリックシンドローム予備群とされる方に保健師等による個別保健指導を健保会館にて実施いたします。

※当該事業は、国からの助成金により健保連東京連合会が運営いたします。

#### 7. 「データヘルス計画」

レセプトや健診結果を分析することで、加入者や加入事業所ごとの健康状態や医療の状況を把握し、健康づくりや重症化予防など様々な健康課題に対する事業を実施のうえ、医療費適正化や健康寿命の延伸を図ります。

30年度から35年度までの第2期データヘルス計画が本稼働します。

計画書に基づき、健診未受診者を対象とした受診勧奨通知の発送や糖尿病性腎症対策による専門の保健師を活用した重症化予防を実施します。

### 【体育奨励事業】

1~5の事業、およびスポーツクラブとの新規契約についてご案内いたします。

#### 1. 「へるすびあ」健康づくりセンターの利用

※電設工業健康保険組合の総合健康管理センター内 スポーツ施設

#### 2. FUJIYAMA 倶楽部(富士急行グループ)の割引利用案内

#### 3. (一社)東京都総合組合保健施設振興協会が企画するイベント

- ・ テニス大会 (5月開催予定)
- ・ 健康フェスティバル (10~11月開催予定)
- ・ ミニマラソン大会 (3月開催予定)

#### 4. 「スマホウォーキング大会」

スマートフォンを利用したウォーキング大会を秋に実施いたします。

※30年3月末のNTTのサービス終了に伴い、新システムを導入しスマホウォーキング大会を実施します。

※詳細につきましては、機関誌やホームページでご案内いたします。

#### 5. 「ウォーキング大会」

屋外で行うウォーキング大会を実施いたします。

30年度からは、春と秋の2回実施いたします。

\*各種ご案内の詳細は、健保組合ホームページ「新着情報」に順次掲載いたします。

## 6. スポーツクラブとの新規契約

被保険者、被扶養者の健康増進を目的に、ルネサンススポーツクラブと契約します。

### 【契約保養所】

約保養所利用補助金を被保険者1人1泊4,000円、被扶養者1人1泊3,000円として1人年間（4月～翌3月）3泊まで交付いたします。

※員外の方も同時にご利用できますが、補助金は支給されません。

### 【保健会館】

健保会館5階会議室及び6階多目的ホールを社内会議等の利用向けに貸出いたします。詳細は、健保組合 総務課（TEL 03-3576-3511）へお問い合わせください。

---

健康保険組合ホームページ

<http://www.sign-ad-displaykenpo.or.jp>

お問い合わせ先

東京屋外広告ディスプレイ健康保険組合  
保健事業課 TEL 03-3576-3511

## 平成30年度 疾病予防事業

- ◎ 1～5は、年度内（4/1～3/31）の受診、いずれか1回に限り補助いたします。  
（事業所間での異動や任意継続被保険者に変更された場合も補助は年度内1回に限ります）
- ◎ 1～4を受診の際は、事前に必ず所定の申込書を健保組合へ郵送のうえご受診ください。
- ◎ 6は、実施期間中に接種した1回に限り補助いたします。
- ◎ 30年度より簡易コース(A2)を新設し、被扶養者も被保険者と同じように受診していただけるようになります。

	健診の種類	受診者負担金		実施機関	実施形態	実施時期
		被保険者	被扶養者			
1	生活習慣病予防健診	A2コース2,000円 B コース3,000円 直接契約医療機関は3,000円		※1（医）同友会	巡回・健保会館	4月～2月
				※1（医）進興会	巡回	
				直接契約医療機関	院内健診	年度内
				※1（一社）東振協 契約医療機関	院内健診	
2	人間ドック （年度年齢35歳以上）	12,000円～		直接 契約医療機関	院内健診	年度内
				（一社）東振協 契約医療機関		
3	生活習慣病予防健診 +婦人科（子宮、乳房）	3,000円		直接契約医療機関	院内健診	年度内
4	（一社）東振協 秋季 婦人生活習慣病予防健診 ※女性の被扶養者の方 にお勧めです。	3,000円		（一社）東振協 契約医療機関	会場健診	秋季 （10月～12月）
5	健診補助金請求	東京都外に勤務の方で、上記での受診が不可能な方が対象となります。	上記での受診が不可能な方が対象となります。	-	年間	上記契約医療機関以外の任意の医療機関
6	インフルエンザ 予防接種補助金	2,000円を限度に補助		健保会館	10月～1月	（一社）東振協契約医療機関
				院内接種		
				出張接種		
				補助金		任意の医療機関

※1. 婦人科検査（子宮+乳房）を追加しても同額。

☆ 健診結果にて、「要精密検査」「要二次検査」の判定のあった方は、当該健診の実施医療機関または、かかりつけ医療機関で保険診療にて必ず受診をしてください。

☆ 「5 健診補助金請求」では、健診種別ごとの補助金限度額範囲内で補助いたします。  
補助金限度額は、健保組合ホームページよりご確認ください。

☆ 同一年度内に重複した健診受診は補助できませんのでご注意ください。  
（ご利用者への周知・徹底をお願いします。）

## 平成 30 年度 生活習慣病予防健診(事業所巡回・健保会館)実施概要

1. 対 象 者           **受診当日、当健康保険組合の資格を有する被保険者・被扶養者**
2. 健 診 場 所           ①事業所巡回  
                           ②健保会館健康管理室   (東京都豊島区北大塚 1-21-15)
3. 健 診 コー ス       生活習慣病Bコース または 生活習慣病A2コース(項目詳細は裏面)
4. 受診者負担金       生活習慣病Bコース: 1人 **3,000 円**  
                           生活習慣病A2 コース: 1人 **2,000 円**   } (婦人科検査を追加しても同額です)
5. 実施医療機関       医療法人社団 同 友 会   (事業所巡回・健保会館)  
                           医療法人社団 進 興 会   (事業所巡回のみ)
6. 実 施 期 間       ・事業所巡回   平成 30 年 4 月～平成 31 年 2 月  
                           ・健 保 会 館   平成 30 年 5 月～平成 31 年 2 月
7. 申 込 方 法       健保組合ホームページより「**申込書**」及び「**受診者名簿**」をダウンロードのうえ、  
                           **受診希望月の2ヶ月前まで**に必ず健保組合へ郵送して下さい。  
                           ホームページでの確認ができない場合は、健保組合 保健事業課までご連絡ください。  
                           (Tel 03-3576-3511)
8. 婦人科検査について   **希望する女性被保険者**を対象に婦人科検査を実施致します。  
                           { ・子宮細胞診(自己採取法)  
                           { ・乳房超音波(エコー)検査  
                           ※ どちらか一方でも可  
                           ※ 健保会館では、女性のための健診日を設定しております。
9. そ の 他           ・本健診を受診される場合、人間ドック、東振協婦人健診等他の健診については  
                           補助対象となりませんのでご注意下さい。なお、他の健診・人間ドックの補助を希望  
                           する場合、本健診は全額自己負担となります。(年度内1人1回の補助となります。)  
                           ・事業所巡回の健診は40名以上でBコース(胃X線)受診者が20名以上であること、  
                           また乳房超音波検査を実施するは、当該検査の受診者が20名以上であること等  
                           の条件があります。

以上

検査項目表

検査分類	検査項目	生活習慣病予防健診	
		A2コース	Bコース
問診	診察	○	○
身体計測	身長	○	○
	体重	○	○
	BMI指数	○	○
	標準体重	○	○
	腹囲	○	○
視力		○	○
血圧	最高/最低	○	○
聴力		○	○
糖代謝	尿糖(定性)	○	○
	空腹時血糖	○	○
	HbA1c	○	○
腎尿路系	尿蛋白(定性)	○	○
	尿潜血反応		○
	クレアチニン	○	○
	eGFR	○	○
脂質代謝	総コレステロール		○
	HDLコレステロール	○	○
	LDLコレステロール	○	○
	中性脂肪	○	○
肝機能	AST(GOT)	○	○
	ALT(GPT)	○	○
	γ-GTP	○	○
	ALP		○
尿酸	尿酸		○
血球検査	赤血球数	○	○
	ヘマトクリット		○
	ヘモグロビン	○	○
	MCV		○
	MCH		○
	MCHC		○
	白血球数		○
	血小板数		○
呼吸器系	胸部X線	○	○
消化器系	上部消化管X線		○
	便潜血反応(免疫2回法)		○
心電図	安静時	○	○
眼底		○	○

追加検査

子宮検査	自己採取法	○	○
乳房検査	超音波(エコー)	○	○

※生活習慣病予防健診と同日の実施で、希望の女性のみ子宮検査、乳房検査の追加が可能です。

「子宮検査のみ」、「乳房検査のみ」、「子宮検査・乳房検査の両方」のいずれかの選択が可能です。

ただし、追加検査のみの受診はできません。

# 平成30年度

## 標準報酬月額および保険料月額表

(平成30年3月1日より適用)

標準報酬			報酬月額	健康保険料負担額			介護保険料負担額			合計(円)
等級	月額(円)	日額(円)		被保険者(円)	事業主(円)	小計(円)	被保険者(円)	事業主(円)	小計(円)	
				49/1000	49/1000	98/1000	7.5/1000	7.5/1000	15/1000	
1	58,000	1,930	63,000 円未満	2,842	2,842	5,684	435	435	870	6,554
2	68,000	2,270	63,000 円以上～ 73,000	3,332	3,332	6,664	510	510	1,020	7,684
3	78,000	2,600	73,000 ～ 83,000	3,822	3,822	7,644	585	585	1,170	8,814
4	88,000	2,930	83,000 ～ 93,000	4,312	4,312	8,624	660	660	1,320	9,944
5	98,000	3,270	93,000 ～ 101,000	4,802	4,802	9,604	735	735	1,470	11,074
6	104,000	3,470	101,000 ～ 107,000	5,096	5,096	10,192	780	780	1,560	11,752
7	110,000	3,670	107,000 ～ 114,000	5,390	5,390	10,780	825	825	1,650	12,430
8	118,000	3,930	114,000 ～ 122,000	5,782	5,782	11,564	885	885	1,770	13,334
9	126,000	4,200	122,000 ～ 130,000	6,174	6,174	12,348	945	945	1,890	14,238
10	134,000	4,470	130,000 ～ 138,000	6,566	6,566	13,132	1,005	1,005	2,010	15,142
11	142,000	4,730	138,000 ～ 146,000	6,958	6,958	13,916	1,065	1,065	2,130	16,046
12	150,000	5,000	146,000 ～ 155,000	7,350	7,350	14,700	1,125	1,125	2,250	16,950
13	160,000	5,330	155,000 ～ 165,000	7,840	7,840	15,680	1,200	1,200	2,400	18,080
14	170,000	5,670	165,000 ～ 175,000	8,330	8,330	16,660	1,275	1,275	2,550	19,210
15	180,000	6,000	175,000 ～ 185,000	8,820	8,820	17,640	1,350	1,350	2,700	20,340
16	190,000	6,330	185,000 ～ 195,000	9,310	9,310	18,620	1,425	1,425	2,850	21,470
17	200,000	6,670	195,000 ～ 210,000	9,800	9,800	19,600	1,500	1,500	3,000	22,600
18	220,000	7,330	210,000 ～ 230,000	10,780	10,780	21,560	1,650	1,650	3,300	24,860
19	240,000	8,000	230,000 ～ 250,000	11,760	11,760	23,520	1,800	1,800	3,600	27,120
20	260,000	8,670	250,000 ～ 270,000	12,740	12,740	25,480	1,950	1,950	3,900	29,380
21	280,000	9,330	270,000 ～ 290,000	13,720	13,720	27,440	2,100	2,100	4,200	31,640
22	300,000	10,000	290,000 ～ 310,000	14,700	14,700	29,400	2,250	2,250	4,500	33,900
23	320,000	10,670	310,000 ～ 330,000	15,680	15,680	31,360	2,400	2,400	4,800	36,160
24	340,000	11,330	330,000 ～ 350,000	16,660	16,660	33,320	2,550	2,550	5,100	38,420
25	360,000	12,000	350,000 ～ 370,000	17,640	17,640	35,280	2,700	2,700	5,400	40,680
26	380,000	12,670	370,000 ～ 395,000	18,620	18,620	37,240	2,850	2,850	5,700	42,940
27	410,000	13,670	395,000 ～ 425,000	20,090	20,090	40,180	3,075	3,075	6,150	46,330
28	440,000	14,670	425,000 ～ 455,000	21,560	21,560	43,120	3,300	3,300	6,600	49,720
29	470,000	15,670	455,000 ～ 485,000	23,030	23,030	46,060	3,525	3,525	7,050	53,110
30	500,000	16,670	485,000 ～ 515,000	24,500	24,500	49,000	3,750	3,750	7,500	56,500
31	530,000	17,670	515,000 ～ 545,000	25,970	25,970	51,940	3,975	3,975	7,950	59,890
32	560,000	18,670	545,000 ～ 575,000	27,440	27,440	54,880	4,200	4,200	8,400	63,280
33	590,000	19,670	575,000 ～ 605,000	28,910	28,910	57,820	4,425	4,425	8,850	66,670
34	620,000	20,670	605,000 ～ 635,000	30,380	30,380	60,760	4,650	4,650	9,300	70,060
35	650,000	21,670	635,000 ～ 665,000	31,850	31,850	63,700	4,875	4,875	9,750	73,450
36	680,000	22,670	665,000 ～ 695,000	33,320	33,320	66,640	5,100	5,100	10,200	76,840
37	710,000	23,670	695,000 ～ 730,000	34,790	34,790	69,580	5,325	5,325	10,650	80,230
38	750,000	25,000	730,000 ～ 770,000	36,750	36,750	73,500	5,625	5,625	11,250	84,750
39	790,000	26,330	770,000 ～ 810,000	38,710	38,710	77,420	5,925	5,925	11,850	89,270
40	830,000	27,670	810,000 ～ 855,000	40,670	40,670	81,340	6,225	6,225	12,450	93,790
41	880,000	29,330	855,000 ～ 905,000	43,120	43,120	86,240	6,600	6,600	13,200	99,440
42	930,000	31,000	905,000 ～ 955,000	45,570	45,570	91,140	6,975	6,975	13,950	105,090
43	980,000	32,670	955,000 ～ 1,005,000	48,020	48,020	96,040	7,350	7,350	14,700	110,740
44	1,030,000	34,330	1,005,000 ～ 1,055,000	50,470	50,470	100,940	7,725	7,725	15,450	116,390
45	1,090,000	36,330	1,055,000 ～ 1,115,000	53,410	53,410	106,820	8,175	8,175	16,350	123,170
46	1,150,000	38,330	1,115,000 ～ 1,175,000	56,350	56,350	112,700	8,625	8,625	17,250	129,950
47	1,210,000	40,330	1,175,000 ～ 1,235,000	59,290	59,290	118,580	9,075	9,075	18,150	136,730
48	1,270,000	42,330	1,235,000 ～ 1,295,000	62,230	62,230	124,460	9,525	9,525	19,050	143,510
49	1,330,000	44,330	1,295,000 ～ 1,355,000	65,170	65,170	130,340	9,975	9,975	19,950	150,290
50	1,390,000	46,330	1,355,000 円以上～	68,110	68,110	136,220	10,425	10,425	20,850	157,070

●健康保険料率は平成30年3月から98/1000(うち平成30年3月から、基本保険料率51.74/1000・特定保険料率44.96/1000、調整保険料率1.3/1000)

●介護保険料率は平成25年3月から15/1000

●賞与から納める健康保険の保険料の額は、標準賞与額(賞与の1,000円未満切り捨てた額。上限年度573万円)に保険料率を乗じた額。

東京屋外広告ディスプレイ健康保険組合